

諮問庁：国立大学法人大分大学

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（独情）諮問第24号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（独情）答申第4号）

事件名：「医学部附属病院におけるUSBメモリ紛失事案」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書3及び文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月28日付け分大総総第243号により国立大学法人大分大学（以下「大分大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立てに係る処分

大分大学の平成28年1月28日付けの異議申立人に対する法人文書部分開示決定処分（分大総総第243号）

イ 異議申立ての趣旨

上記ア掲載の処分を取り消して、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

ウ 異議申立ての理由

非開示部分は、非開示情報に該当せず、開示を定めたただし書全てに該当する。

また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

（2）意見書

ア 処分庁の特定学部教員や管理監督者は明らかに職員録基準でもその氏名がただし書イに該当して開示になるはずである。

イ 記者等の氏名も当該報道記事に記名されていれば、ただし書イに該

当して開示になるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件の経緯については、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|--|
| ① 特定年月日 A | 法人文書開示請求書の受付 |
| ② 平成27年6月17日 | 法人文書部分開示決定通知書の送付 |
| ③ 特定年月日 B | 部分開示の実施，法人文書の写しの送付 |
| ④ 特定年月日 C | 異議申立書の受付 |
| ⑤ 特定年月日 D | 国立大学法人大分大学情報公開・個人情報保護委員会において諮問の決定 |
| ⑥ 平成27年7月23日 | 内閣府情報公開・個人情報保護審査会へ諮問 |
| ⑦ 平成27年10月28日 | 内閣府情報公開・個人情報保護審査会から答申書の交付 |
| ⑧ 特定年月日 E | 国立大学法人大分大学情報公開・個人情報保護委員会において異議申立ての対応の決定 |
| ⑨ 特定年月日 F | 異議申立てに対する決定通知書の送付 |
| ⑩ 特定年月日 G | 法人文書の写しの送付 |
| ⑪ 特定年月日 H | 異議申立書の受付 |
| ⑫ 特定年月日 I | 法人文書部分開示決定通知書の手交
なお，平成27年10月28日付けの答申を踏まえ異議申立人の意向を確認した |
| ⑬ 特定年月日 J | 異議申立却下通知書の送付 |
| ⑭ 特定年月日 M | 異議申立書の受付 |

2 特定年月日 F に異議申立人に通知した異議申立てに対する決定通知書及び特定年月日 I に手交した法人文書部分開示決定通知書により，大分大学は，内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年（独情）答申第53号）を踏まえ，平成27年6月17日付け分大総総第54号で決定した法人文書部分開示決定の見直しを行い，一部不開示部分を開示するとともに，新たに開示請求の対象文書を特定し，部分開示を行った。

なお，その後，異議申立人の意向を確認し，新たな文書を特定し，特定年月日 K 付けで情報提供を行った。

3 この決定に対し，異議申立人から，「不開示部分は，不開示情報に該当せず，開示を定めたただし書きすべてに該当する。また，公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。」との申立てが特定年月日 L にあった。

4 今回，この異議申立てに対し，特定年月日 G に開示した本事案に対する情報のうち，不開示とした部分は妥当であると判断した。

よって，本法人としては，特定年月日 I に通知した法人文書部分開示決

定通知書は妥当であると考えている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年4月4日 異議申立人から意見書を収受
- ⑤ 同月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立ての経緯について

- (1) 原処分以前、異議申立人は、処分庁に対し、別紙の2に掲げる文書（本件請求文書）の開示請求を行ったところ、処分庁は別紙の3に掲げる計7文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして、平成27年6月17日付け分大総総第54号により不開示とする決定（以下「不開示処分」という。）を行った。
- (2) 不開示処分に対し、異議申立人は、(i) 特定された文書の不開示部分は開示すべきであり、(ii) 外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずとして、不開示処分の取消しを求め異議申立てを行ったところ、諮問庁は、不開示処分を妥当であるとして、当審査会に諮問がなされたことから、当審査会は、(i) については、不開示部分のうち、別紙の3に掲げる文書⑤の「文部科学省職員の氏名及び役職名」及び文書⑥の「九州厚生局職員の氏名」の不開示部分は法5条1号に該当せず開示すべきであるが、それ以外の不開示部分は同号に該当すると認められるので不開示としたことは妥当であり、(ii) については大分大学において別紙の1に掲げる文書3及び文書4を保有していると認められるのでこれを追加して特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであるとの答申（平成27年度（独情）答申第53号）（以下「先例答申」という。）を行った。
- (3) 先例答申を受け処分庁は、先例答申に係る文書⑤及び文書⑥に該当する文書1及び文書2の外に文書3及び文書4を新たに特定し、文書1及び文書2の先例答申で不開示妥当と判断された部分と文書3及び文書4の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行ったところ、異議申立人は、「非開示部分は、非開示情報に該当せず、開示を定めたただし書全てに該当する。」等として原処分に異議申立てを行った。
- (4) したがって、当審査会としては、文書1ないし文書4のうち、文書1

及び文書 2 については既に先例答申で判断を示していることから、文書 3 及び文書 4（本件対象文書）について、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分について

ア 当審査会において文書 3 及び文書 4 を見分したところ、文書 3 は、記者会見質疑応答発言録、文書 4 は、関係者の処分に関する文書であり、以下の部分が不開示とされていることが認められる。

① 文書 3 の大分大学職員の氏名並びに文書 4 の事務担当欄の大分大学職員の氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス（以下、併せて「不開示部分 1」という。）

② 文書 3 の報道関係者の氏名（以下「不開示部分 2」という。）

③ 文書 4 の処分の対象となる特定学部教員の氏名及び役職名（以下「不開示部分 3」という。）

イ なお、文書 4 の大分大学学長（大分大学教育研究評議会議長）印の印影の記載部分が黒塗りされ隠されているが、当該部分は、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、以下の検討対象からは除外することとする。

(2) 不開示部分 1 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分には、いずれも大分大学の副課長以下の職員の氏名、連絡先となる当該職員に係る一連の情報を記載しており、大分大学にあっては、一般に入手可能な独立行政法人国立印刷局編職員録に課長・事務長以上の職員の氏名は掲載しているが、副課長以下の職員の氏名については、ホームページ等を含め公にする慣行はないことから、法 5 条 1 号の不開示情報に該当する旨説明する。

イ 当該不開示部分に記載されている大分大学の副課長以下の職員の氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスといった当該職員に係る一連の情報は、いずれも、一体として、法 5 条 1 号本文前段に規定する、当該職員の個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報に該当すると認められる。

大分大学においては副課長以下の職員の氏名を慣行として公にしていけないと説明しており、その他に公表慣行を認めるべき事情も見当たらないことから、副課長以下の職員の氏名は、法 5 条 1 号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

また、法 6 条 2 項の部分開示について検討すると、電話番号、ファ

ックス番号及び電子メールアドレスは、いずれも氏名と一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分1は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分には、報道関係者の氏名が記載されており、いずれも法人登記簿等に氏名が掲載される役員ではないことから法5条1号の不開示情報に該当する旨説明する。

イ 公務員ではない報道関係者の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかであり、同号ただし書イないしハに該当する理由も存せず、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

ウ したがって、不開示部分2は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、大分大学では、職員が国立大学法人大分大学就業規則63条の懲戒に該当し、64条の懲戒の区分に基づく懲戒処分（戒告、減給、停職及び懲戒解雇）を行った場合、国立大学法人大分大学における懲戒処分の公表基準（平成17年9月14日学長裁定）に基づき処分発令後に処分内容等を公表することにしているが、本件の特定学部教員には懲戒処分を行わなかったため、文書4に記載されている情報を公にしていない旨説明する。

イ 当該不開示部分に記載されている特定学部教員の氏名及び役職名は、いずれも、一体として、特定学部教員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

大分大学においては文書4に記載されている情報を公にしていないと説明しており、その他に公表慣行を認めるべき事情も見当たらないことから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、特定学部教員の氏名及び役職名は一体として個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

ウ したがって、不開示部分3は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- 1 平成28年1月28日付け分大総総第243号において特定された文書
医学部附属病院におけるUSBメモリ紛失事案に係る
 - 文書1 文部科学省への報告文書
 - 文書2 九州厚生局への報告文書
 - 文書3 記者会見における質疑応答の記録
 - 文書4 関係者の処分に関する文書

- 2 本件請求文書
大分大学附属病院のUSBメモリ個人情報紛失事件に関する情報一切。
請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間及び保存期間の変更及び保存期間に関する分類等及び保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。
また、事案の移送もお願いいたします。

- 3 平成27年6月17日付け分大総総第54号において特定された文書
医学部附属病院におけるUSBメモリ紛失事案に係る
 - 文書① 当該事案に関する記者会見資料
 - 文書② 患者情報が記載されたUSBメモリの紛失の件について（お詫び）
 - 文書③ 個人情報保護研修の開催について（通知）
 - 文書④ 個人情報の適切な取り扱いについての誓約書の提出について（依頼）
 - 文書⑤ 文部科学省への報告文書
 - 文書⑥ 九州厚生局への報告文書
 - 文書⑦ 大分県中部保健所への報告文書